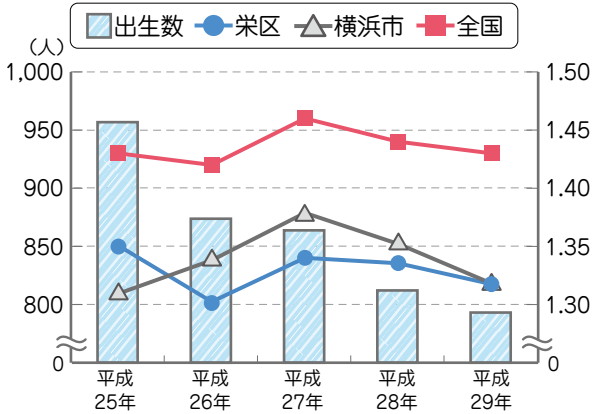


こども >>> こどもの状況

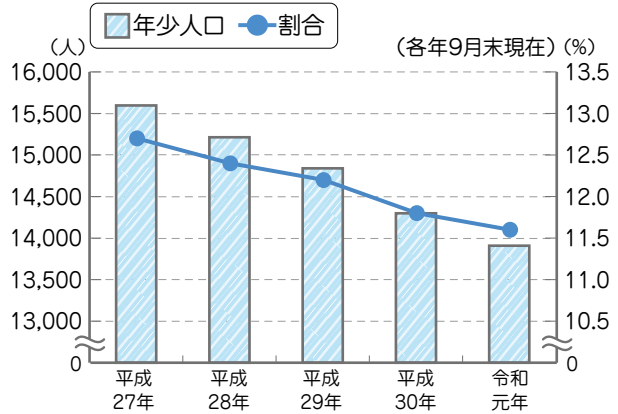
▶ 出生数と合計特殊出生率



資料：横浜市衛生研究所

※合計特殊出生率とは、女子の年齢別の出生率を合計したもので、女性一人当たりの平均子ども数を指します。
※出生数データは栄区のもです。

▶ 栄区の年少人口及び割合の経年変化



資料：住民基本台帳

※年少人口とは、15歳未満の者の人口をいいます。

▶ 保育施設数(※)の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
栄区	14	20	22	23	23	24
横浜市	611	797	868	938	1,005	1,063

▶ 保育施設利用児童数の推移(人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
栄区	1,314	1,390	1,416	1,613	1,654	1,639
横浜市	50,548	54,992	58,756	61,885	64,623	66,477

※平成26年までは認可保育所のみ。平成27年4月から保育所・認定こども園のほか、地域型保育(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育)を含む。

▶ 栄区の保留児童数と待機児童数

(各年4月1日現在)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
保留児童(人)	52	63	73	67	85
待機児童(人)	0	0	0	0	0

(参考)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
就学前児童数(人)	5,752	5,465	5,310	5,074	4,905

資料：栄区こども家庭支援課

- 保留児童とは…
保育所等に利用申請をしたが、定員超過により利用できなかった児童を指します。
- 待機児童とは…
保留児童のうち、国の指針に基づいて、除いてよいこととされている項目を除いた児童を指します。

栄区の放課後児童育成事業

(令和元年5月末現在)

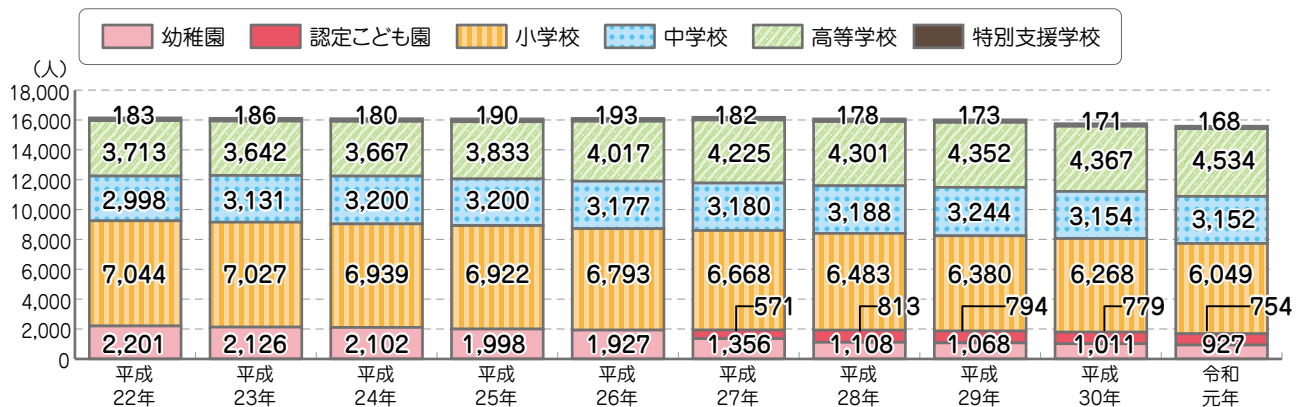
	放課後キッズクラブ	はまっ子ふれあいスクール	放課後児童クラブ
施設数(か所)	13	2	7
登録率(%)	53.2	51.0	—
平日平均参加児童数(人)	807	46	200

※放課後児童クラブには、市の補助金交付を受けてはいるが、放課後児童健全育成事業の届出があった事業所(1施設)を含みます。

資料：栄区子ども家庭支援課

栄区の園児・児童及び生徒数の推移

(各年5月1日現在)



資料：学校基本調査結果報告(令和元年度は速報集計)

学校の現況

(令和元年5月1日現在)

		幼稚園	認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	
栄区	学校数	8	3	14	7	4	1	
		[私立8]	[私立3]	[公立14]	[公立6,私立1]	[公立3,私立1]	[公立1]	
	学級数	44	34	239	101	—	60	
	園児・児童・生徒数	男	500	391	3,185	1,731	2,392	122
		女	427	363	2,864	1,421	2,142	46
		計	927	754	6,049	3,152	4,534	168
	1校当たりの園児・児童・生徒数	115.9	251.3	432.1	450.3	1,133.5	168.0	
	1学級当たりの園児・児童・生徒数	21.1	22.2	25.3	31.2	—	2.8	
	教員数	男	5	8	134	114	152	56
		女	60	85	219	79	80	69
計		65	93	353	193	232	125	
1教員当たりの園児・児童・生徒数	14.3	8.1	17.1	16.3	19.5	1.3		
横浜市	学校数	247	36	352	179	93	24	
	学級数	1,825	311	6,840	2,856	—	935	
	園児・児童・生徒数	41,909	8,131	184,716	89,975	83,451	3,610	
	1校当たりの園児・児童・生徒数	169.7	225.9	524.8	502.7	897.3	150.4	
	1学級当たりの園児・児童・生徒数	23.0	26.1	27.0	31.5	—	3.9	
	教員数	3,104	928	10,270	5,608	5,206	2,072	
	1教員当たりの園児・児童・生徒数	13.5	8.8	18.0	16.0	16.0	1.7	

※特別支援学校は、幼稚園・小学部・中学部・高等部の合計数を掲載しています。

資料：令和元年度学校基本調査結果速報

▶ 子ども・家庭支援相談事業の相談実績

最も多い相談内容は「性格・行動」に関することです。

●相談件数(件) (平成30年度)

電話	面談	合計
299	520	819

●相談内容別件数 (平成30年度) (件)

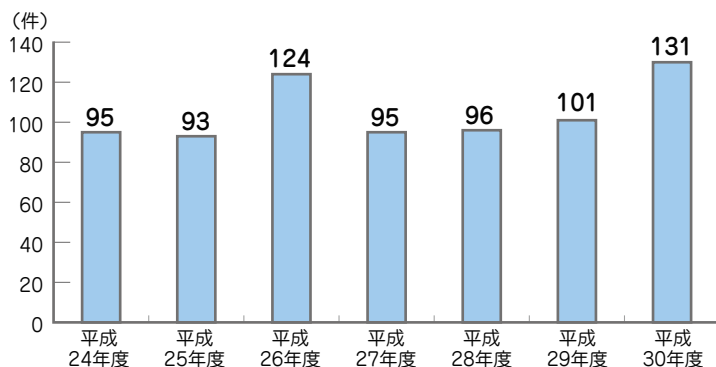
項目	年齢(歳)	0～6	7～12	13～15	16～19	20～	不明	合計	割合
基本的生活習慣		37	8	0	0	0	0	45	3.7%
育児・環境		26	67	35	6	0	2	136	11.1%
発育・発達		76	6	1	0	0	0	83	6.8%
性格・行動		20	334	246	43	3	1	647	52.6%
学習		6	28	15	3	0	0	52	4.2%
医学的問題		26	63	54	5	6	4	158	12.9%
情報提供		41	8	3	1	6	8	67	5.4%
その他		19	8	3	1	6	4	41	3.3%
合計		251	522	357	59	21	19	1,229	100.0%

※相談内容により項目が重複しています。

※不登校(園)は性格・行動に、児童虐待は育児・環境に計上されています。

資料：栄区こども家庭支援課

▶ 栄区の要保護児童件数の推移



※各年度の件数は年度末時点集計件数

●要保護児童…

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(児童福祉法第6条の2第8項)。

虐待を受けている児童。保護者や家族状況の変化等により、虐待に発展する可能性が強く危惧される児童。

資料：横浜市こども青少年局